（事業年度の記載事項）

第三条　当該四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項を記載するものとする。

2　定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団（以下「会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲に含まれる会社との相違点

ロ　会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ　連結自己資本規制比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

ニ　連結自己資本規制比率告示第八条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ホ　会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二　自己資本調達手段の概要

三　会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

四　信用リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1)　リスク・ウェイトの判定に使用する格付機関等（格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2)　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関等の名称

ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1)　使用する内部格付手法の種類

(2)　内部格付制度の概要

(3)　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して記載することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD／LGD方式を適用する場合に限る。）

(v)　居住用不動産向けエクスポージャー

(vi)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vii)　その他リテール向けエクスポージャー

五　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

六　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

七　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ハ　証券化取引に関する会計方針

ニ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関の名称（使用する格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

八　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に記載することを要する。）

ハ　想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ　内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明

ホ　マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

九　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ　先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1)　当該手法の概要

(2)　保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

十　トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一　トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　会社グループが内部管理上使用したトレーディング業務以外の取引から生じる金利リスク算定手法の概要

3　定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　連結自己資本規制比率告示第八条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、自己資本規制比率又はこれと類似の基準を下回った会社の名称と当該下回った額の総額

二　自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ　基本的項目の額及び次に掲げる項目の額

(1)　資本金及び資本剰余金

(2)　利益剰余金

(3)　連結子法人等の少数株主持分の合計額

(4)　連結自己資本規制比率告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合